

平成24年度人事行政の運営等の状況の報告について

砺波広域圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年砺広組条例第4号)第6条の規定に基づき、砺波広域圏事務組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況(H23.4.1～H24.3.31)

職区分	競争試験	選考・割愛等	身分移管	計
一般行政職	0	0	4	4
公安職	0	0	0	0
公営企業職	2	0	1	3
計	2	0	5	7

(2) 職員の退職の状況(H23.4.1～H24.3.31)

区分	退職者数
定年退職	2
勲奨退職	0
その他	0
計	2

(3) 職員数の状況(平成24年4月1日現在)

ア. 部門別 (単位:人)

部 門	平成24年	
一 般 行 政	総務企画	6
	衛生	11
	農林水産	19
	計	36
公営企業(水道)	19	
合計	55	

イ. 職種別 (単位:人)

部 門	平成24年
一般行政職	35
医療技術職	1
公営企業職(水道)	19
計	55

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、公益法人等への派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

区 分	住民基本台帳人口 (平成24年3月末現在)	歳出総額 A	人件費 B	人件费率 B/A
23年度	104,139 人	2,355,876 千円	505,489 千円	21.5%

(注) 「人件費」には、職員共済費、議員報酬、管理者・副管理者・会計管理者の報酬が含まれます。

(2) 職員給与費の状況

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	56 人	224,308 千円	44,444 千円	83,133 千円	351,885 千円	6,284 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は、平成24年度当初予算額

(3) 平均給料月額・平均年齢(H24.4.1現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	331,810 円	385,204 円	45.4歳
医療技術職	410,884 円	515,084 円	54.8歳

(注) 給与とは、給料(基本給)に諸手当(通勤手当、時間外手当など)を加えたものです。

(4) 職員の初任給の状況(H24.4.1現在)

区分	砺波広域圏事務組合		国
	初任給		初任給
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(H24.4.1現在)

区分		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
		一般行政職	大学卒	267,700 円
	高校卒	229,300 円	313,300 円	345,450 円
医療技術職	大学卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし
	高校卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし

(6) 級別職員数の状況(H24.4.1現在)

一般行政職

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	係長 主査 主任	主幹 係長 主査	課長 主幹	次長 課長	事務局 長	
職員数	5	6	14	8	9	9	1	52
構成比	9.6%	11.5%	26.9%	15.4%	17.3%	17.3%	1.9%	100%

(7) 昇給期間短縮の状況(H23.4.1～H24.3.31)

職員数 A	昇給期間を短縮して昇給した職員数 B	比率 B/A
56 人	0 人	0.0%

(注) 昇給期間の短縮とは、特別昇給などにより、普通昇給期間を3～12月短縮されて昇給することです。

(8) 職員手当の状況(H23.4.1～H24.3.31)

区分	支給の内容	平成23年度支給実績(全職種)												
		年間支給総額	支給対象職員数	1人当たり平均支給年額										
期末手当 勤勉手当	(支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.25月分 0.70月分 12月期 1.35月分 0.65月分 計 2.60月分 1.35月分 職務上の段階、職務の級等による加算措置 有	円 79,811,910	人 57	円 1,400,209										
退職手当	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度 59.28月分 59.28月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	(富山県市町村職員総合事務組合による支給)												
夜間勤務手当	正規の時間として午後10時から翌年の午前5時まで勤務を命じられた職員に支給	3,204,051	21	152,574										
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康、困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に支給 (手当の種類 3種類)	4,444,610	31	143,375										
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の額に応じ ・定期券と回数券のうち安価の方の額 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの の額による。 ・最高月額 55,000円 自動車等使用者 通勤距離に応じ 月額 2,000円～24,500円	4,889,484	66	74,083										
住居手当	家賃、間代を月額12,000円以上支払っている職員に対し、家賃等の額に応じ 最高月額 27,000円	972,000	3	324,000										
管理職手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>部長級</th> <th>次長級</th> <th>課長級</th> <th>主幹級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給率</td> <td>15%</td> <td>13%</td> <td>11%</td> <td>9%</td> </tr> </tbody> </table> H17年度から5%の減額措置を実施中		部長級	次長級	課長級	主幹級	支給率	15%	13%	11%	9%	9,814,360	19	516,545
	部長級	次長級	課長級	主幹級										
支給率	15%	13%	11%	9%										
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給。	5,227,051	49	106,675										
扶養手当	配偶者 月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族 ・1人目 配偶者が扶養親族の場合 月額 6,500円 配偶者が扶養親族でない場合 月額 6,500円 配偶者がいない場合 月額 11,000円 ・2人目 月額 6,500円 ・その他 1人につき 月額 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額 1人につき 月額 5,000円	5,468,000	24	227,833										

(9) 特別職等の報酬等の状況(H24.4.1現在)

区分	報酬年額	区分	報酬年額
管理者	50,000 円	損害評価会会長	30,000円
副管理者	45,000 円	損害評価会委員	26,000円
議長	40,000 円	損害評価員	26,000円
副議長	35,000 円	共済連絡員	12,000円
議員	30,000 円		

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間75分	8:30	17:15	12:00 ~ 13:00

(2) 時間外勤務及び休日勤務等の状況(H23.4.1~H24.3.31)

時間外・休日勤務総時間	職員一人あたりの平均時間
2,586 時間	16.3 時間

(3) 年次有給休暇の取得状況(H23.1.1~H23.12.31)

総付与日数	総使用日数	全対象職員数(*)	平均使用日数	取得率
2,000 日	481 日	50 人	9.6 日	24.1%

(注*)対象職員は、平成23年の1年間を通して在職した職員です。

(4) その他の休暇の取得状況(H23.4.1~H24.3.31)

区 分	人数
病気休暇を取得した者	1 人
介護休暇を取得した者	0 人

(5) 育児休業の状況(H23.4.1~H24.3.31)

区 分	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	0 人	0 人
前年度から引き続いている者	0 人	1 人

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数 (H23.4.1～H24.3.31)

区分	降任	免職	休職	降給
処分人数	0人	0人	0人	0人

(注) 分限処分とは、公務の能率を維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合(長期の療養等)に職員の意に反して行う、不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分者数 (H23.4.1～H24.3.31)

0人

5 職員の服務状況

(1) 職務専念義務免除の状況 (H23.4.1～H24.3.31)

免除の事由	承認件数
研修を受ける場合	0件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	0件
地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第1項若しくは第2項又は第60条第1項の規定により、公務災害補償に関する審査請求又は再審査請求をし、及びこれらの審査に出頭する場合	0件
地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合	0件
法第49条の2第1項の規定により、不利益処分についての不服申立てをし、又はその審理に出頭する場合	0件
法第55条第5項及び第6項の規定により、職員団体の代表者として、当局と交渉を行う場合	0件
法第55条第11条の規定により、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合	0件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	0件
当該地方公共団体の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	0件
上記に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認める場合 (消防団員として活動を行う場合、国体等に選手、役員等として参加する場合など。)	1件

(2) 営利企業等従事許可の状況 (H23.4.1～H24.3.31)

許可の基準	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合 (統計調査員等)	3件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修機関(県研修所)における研修の状況(H23.4.1～H24.3.31)

研修機関名	研修回数	参加者数
富山県職員研修所	3回	4人
富山県市町村職員研修機構	4回	6人
砺波地域市町村職員研修協議会	3回	6人

(2) 評定の状況(H23.4.1～H24.3.31)

該当なし。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況(H23.4.1～H24.3.31)

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	9人
定期健康診断	49人

(2) 公務災害等の認定の状況(H23.4.1～H24.3.31)

災害の区分	認定(申請)数
公務災害	0(0)人
通勤災害	0(0)人

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(H23.4.1～H24.3.31)

継続件数	措置要求件数
0件	0件

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況(H23.4.1～H24.3.31)

継続件数	不服申立件数
0件	0件